

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和5年度の保険料等について

○7月に保険料額をお知らせします

令和5年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

$$\begin{array}{c} \text{均等割} \\ \text{【1人当たり保険料】} \\ 51,892 \text{ 円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(令和4年中の所得一} \\ \text{最大43万円)} \times 10.98\% \end{array} = \begin{array}{c} \text{1年間の保険料} \\ \text{【限度額66万円】} \\ \text{(100円未満切捨)} \end{array}$$

- ・1年間の保険料の上限額は66万円です。
- ・所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- ・年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ・前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

◆保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。ただし、次の(1)～(5)のいずれかに当てはまる方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

- (1) 介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
- (2) 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
- (3) 新たに制度に加入された方
- (4) 他市町村から転入された方
- (5) 昨年、年金天引きが中止になり納付書で納めていた方

◆口座振替での納付

口座振替の手続きは、下記をご確認のうえ、手続きをお願いします。

国民健康保険税を口座振替されていた方は、後期高齢者医療制度に移行する際、科目(税目)が異なるため自動継続されませんので、新たに手続きする必要があります。

なお、保険料の年金天引きによるお支払いは、役場窓口でお申し出をいただくことにより、口座振替に変更することができます。(手続きから約3か月ほどで口座振替に切り替わります。)

手続きの種類	手続き場所	手続きに必要なもの
納付書払いから 口座振替に変更	【指定金融機関】 ・苫小牧信用金庫 ・門別町農業協同組合 ・ひだか漁業協同組合	・びらとり農業協同組合 ・ゆうちょ銀行 ・北洋銀行
年金天引から口座 振替への変更手続	【役場窓口】 ・役場住民生活課 ・水・くらしサービスセンター	・総合支所地域住民課 ・厚賀出張所

◆保険料の減免

保険料のお支払いが困難なときは、役場住民生活課保険医療グループへご相談ください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難なときは、保険料の減免を受けられる場合があります。

後期高齢者医療被保険者証の一斉更新について

○保険証が新しくなります（橙色→黄色）

現在、ご使用の橙色の保険証の有効期限が令和5年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら黄色の保険証をご使用ください。

- ・新しい保険証の有効期限は、令和6年7月31日です。
- ・保険証を紛失したときは再交付しますので、役場住民生活課、総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀診療所までお申し出ください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合長1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発行期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院認定年月日	〇〇年 8月 1日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011090 公印(未)
北海道後期高齢者医療広域連合	

新しい保険証は黄色です

○減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（水色→黄緑色）

現在、ご使用の水色の減額認定証及び限度証の有効期限が、令和5年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中旬に減額認定証及び限度証を交付しますので、8月1日からは黄緑色の減額認定証及び限度証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認のうえ、役場窓口（役場住民生活課、総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所）へ申請してください。 ※有効期間は令和6年7月31日です。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○ 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ○ 世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除 ○ 老齢福祉年金を受給されている方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合長1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発行期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院認定年月日	〇〇年 8月 1日 保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011090 公印(未)
北海道後期高齢者医療広域連合	

新しい減額認定証は黄緑色です

◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限	〇〇年 7月 31日
交付年月日	〇〇年 8月 1日
被保険者番号	01234567
住所	広城市連合長1丁目
氏名	広城 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発行期日	〇〇年 8月 1日
適用区分	現役Ⅱ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011090 公印(未)
北海道後期高齢者医療広域連合	

新しい限度証は黄緑色です

問 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
 役場住民生活課 保険医療グループ ☎ 01456-2-6182

